

一般社団法人明専会 委員会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）の定款第62条により、諮問機関として委員会を設けるにあたり基本事項を定める。

(担当業務)

第2条 別紙一1のとおり委員会を設置し、委員を委嘱された理事は、委員会業務を分担するものとする。

(構成)

第3条 各委員会の委員は、事務局を除き、主として理事により以下のとおり構成される。また、理事以外の委員をおくことができる。

- (1) 委員長 : 1名
- (2) 副委員長 : 必要に応じ若干名
- (3) 分会長 : 各分会に1名
- (4) 委員 : 必要数
- (5) 事務局 : 若干名

(選任)

第4条 委員長、副委員長および委員は、理事会の承認により会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長および委員の任期は、定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(計画立案と報告)

第6条 委員長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 委員長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

(会合)

第7条 委員長は、必要に応じ委員会を開催するものとする。

附則

- 1 この規則は、平成25年12月7日の理事会決議により制定、施行する。

別紙—1

一般社団法人明専会には、以下の委員会を設ける

1. 明専会 100 周年記念事業委員会
2. ベンチマーク委員会